

# サービス提供の基本的な考え方について

社会福祉法人 あひるの会  
あかね園  
統括施設長 松尾 公平

## はじめに 近年の障がい福祉は（〇〇な時代）

- ・「障がい」だけではない様々な「生きづらさ」が絡み合い、支援ニーズや課題が多岐となった時代  
（より高い**専門性が求められる時代**）
- ・複数のサービスを組み合わせ、ひとり一人に合った支援をカスタマイズする時代  
（「抱え込まない」**「連携する」時代**）
- ・契約者の権利意識が高まり、「成果」や「支援の質」「可視化」を強く求められる時代  
（**「選ばれる時代**、淘汰される時代）
- ・誰でもすぐに情報を取得できる時代、また支援者もスピード感をもって情報を活かす時代  
（家族も含めたチーム支援では**情報の取り扱いが鍵となる時代**）
- ・支援者の慢性的な人材不足（職場定着率）がより深刻化する時代  
（**「人財」が事業所の運営を大きく左右する時代**）
- ・地域を意識した支援が求められ、地域の意識も変わりつつある時代  
（社会全体が**地域共生を目指す時代**）

## サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）とは

## サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）とは

### 1 支援プロセスの管理に関する事

- (1) 個別支援計画の作成に関する業務
- (2) 当該サービス提供事業所以外における利用状況の把握
- (3) 自立した日常生活が可能と認められる利用者に対する必要な支援の提供

### 2 サービス提供者（職員・従業者）への指導・助言に関する事

### 3 関係者や関係機関の連携に関する事

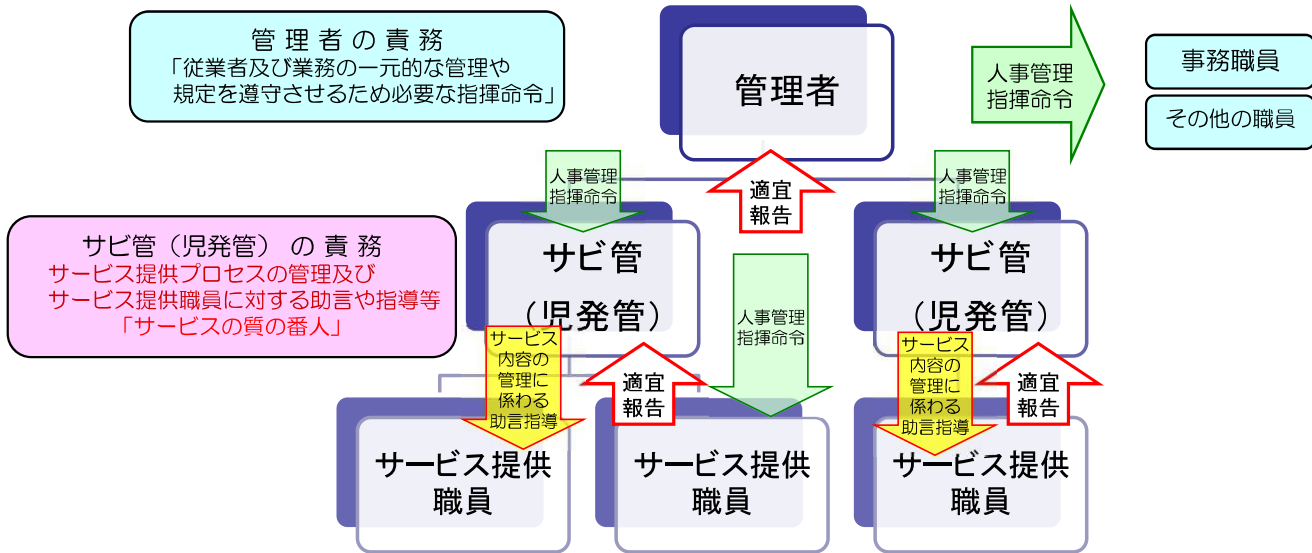
### 4 その他（利用者満足度や第三者評価等）に関する事

#### 引用

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

# サビ管（児発管）という立場



5

## 基礎研修・実践研修・更新研修のねらい

更新研修：自己検証 施策の最新の動向、自己検証、スーパーバイズ、人材育成によるサービス（支援）の質の向上	5年毎 サービス（児童発達支援）管理責任者として継続
実践研修：質の向上 支援会議の運営、サービス（支援）提供職員への助言・指導、個別支援計画の質の向上、人材育成によるサービス（支援）の質の向上	基礎研修修了後2年 サービス（児童発達支援）管理責任者として配置
基礎研修：プロセスの理解 アセスメント、個別支援計画の作成、相談支援専門員との連携、多職種連携	3年 原案作成が可能

6

## サービス提供の基本的な考え方

## サービス提供の基本的な考え方

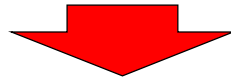
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

### (基本理念)

**第一条の二** 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく**基本的人権**を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら**共生する社会**を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより**社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと**並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

# 1. 利用者主体

支援を必要とする人々は、様々な「生きづらさ」を抱えていますが、各種サービス等を主体的に利用し、自分の人生を切り開いていく人でもあります。



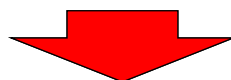
福祉サービスを提供する際には、利用者がそれらを主体的に活用して、人生を歩めるよう支援していくことが重要です。

人生の主演は  
利用者本人



# 2. 利用者の自立（自律）

福祉サービスを提供する際には、利用者がそれらを主体的に活用して、人生を歩めるよう支援していくことが重要となります。



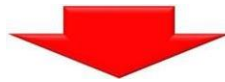
福祉サービスの利用においても、自分の人生は自分で決めていくこと、すなわち、その人の自立あるいは自律を尊重していくことが重要です。

自己決定の尊重  
意思決定の支援



### 3. エンパワメント

それまでの人的・社会的環境によって、主体的に自らの力を発揮することが困難な状態、すなわちパワレスな（力を失った）状況があります。

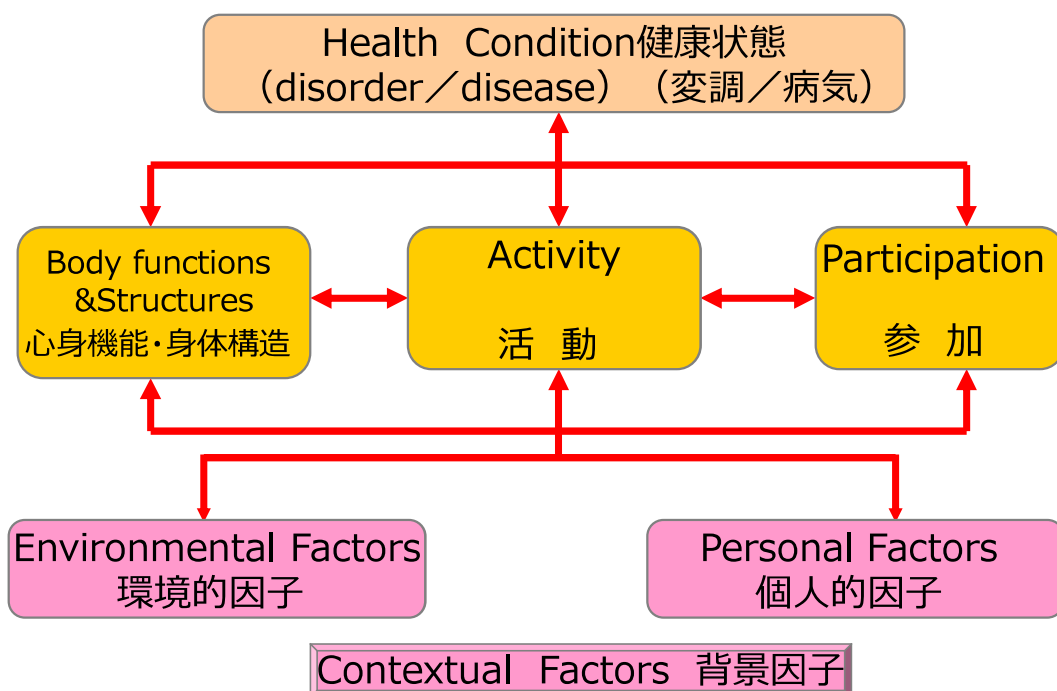


それぞれの強み（ストレンクス：strength）に働きかけて、本来持っている能力を十分に発揮できるような支援を心がける必要があります。

エンパワメントしていく過程では、本人の有する力を丁寧に再確認すること、そして、周囲の環境改善を図ることが重要となります。

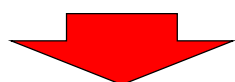


### 4. ICFの生活機能モデル



## 5. 権利擁護（アドボカシー）

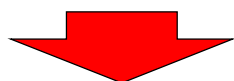
虐待防止など障害者の人権を擁護していくことと、自ら権利を擁護していくことに困難を抱える障害者の権利を代弁していくことが求められます。



権利擁護（アドボカシー）の考え方を、必要に応じて個別支援計画の中に盛り込んでいくことも忘れずに。（作成過程も含み）

## 6. 合理的配慮

社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合に、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜を提供していくことが求められます。

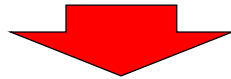


一人ひとりへの合理的配慮は、個別性が高いため、サービス提供における個別支援計画の作成過程や支援を実施する中で周囲と調整しながら実現していくことが求められます。



## 7. チームアプローチ

情報を共有し合い、同じ目的に向かって「本人にとっての適切な支援」を探ることを通してチームワークを高めます。



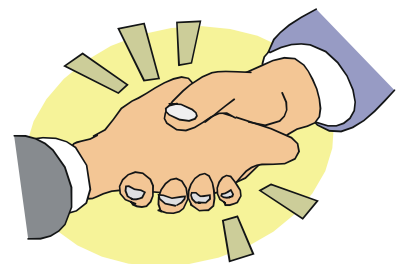
(本人や家族を含めた) 関係するすべての人 (機関) が同じ方向を見るところから支援がスタートします。

## 8. 連携

それぞれが自事業所の「強み」「弱み」を理解した上で、地域の (他の) 事業者や関係機関との連携を選択することが利用者自身の「生活の質」を高めることにもつながります。



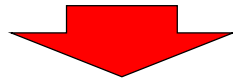
支援者は自分たちに求められている役割とは何か。  
己を知り、地域資源を知ることも大切です。



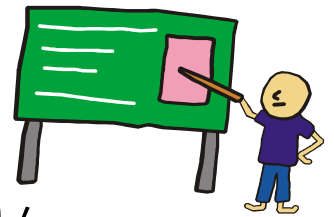


## 9. 専門性

さまざまな関係機関との連携支援（多分野協働）では、関係機関同士が互いを認め合い、対等な立場で協働していく姿勢が基本となります。



自身の「強み（専門性や情報）」を高めることやそれぞれの支援機関の有する「強み（専門性）」を知ること等、日々の「研鑽」や「更新」の作業が欠かせません。

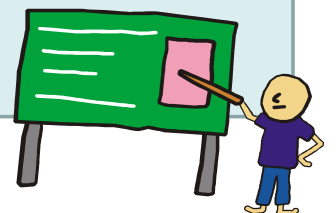


## 10. 個別支援計画の大事な要素

1～9で示した、さまざまな要素

利用者（本人）主体、自立（自律）、エンパワメント、ICFの障害構造、権利擁護、合理的配慮、専門性、チームアプローチ、連携等

がしっかり「おさえられ」、「含まれた」個別支援計画が作成され、実践に結びつけていくことが求められます。



さいごに

## サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）とは

- やりがいを感じて （多くの方の目標達成を通して、やりがいや自身の成長が実感できる）
- 自分も大切に （私たちの仕事の「コスト」は時間。優先順位も考えて効率的に）
- 長く続けて （多くの人との関わり、専門性の蓄積は自身の大きな財産に）
- 次へとつなげて （蓄積されたノウハウを活かし、また自身の経験を次世代の育成に）
- 楽しむことも忘れずに  
（大変さも責任も、時に孤立感もあるかも。是非とも多くのサビ児管との出会いや繋がりを大切に）

相談支援専門員によるサービス等利用計画と  
サービス管理責任者による個別支援計画の関係

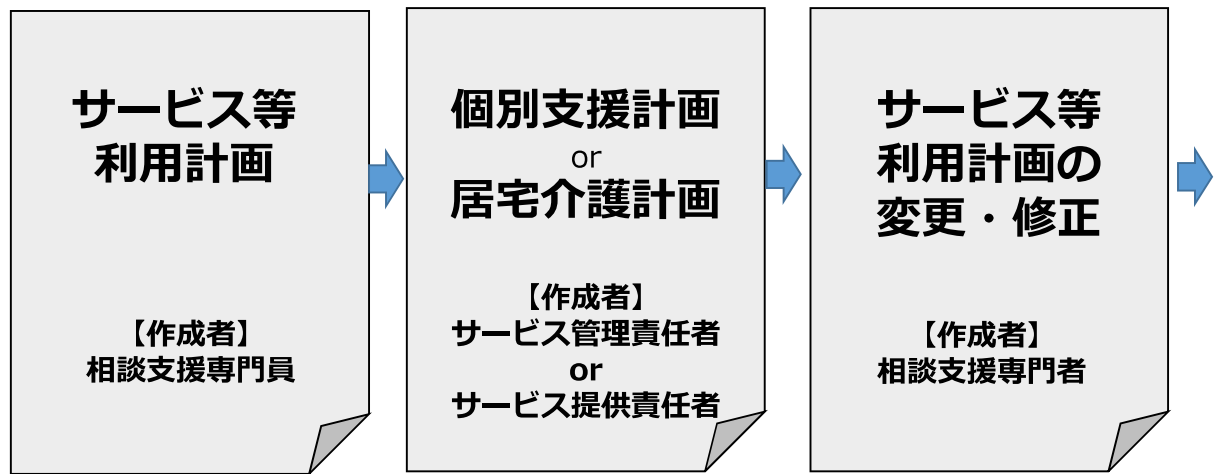
## このコマのゴール

総合的な援助の方針である

サービス等利用計画と個別支援計画の関連性、

その前提としての連携について理解する。

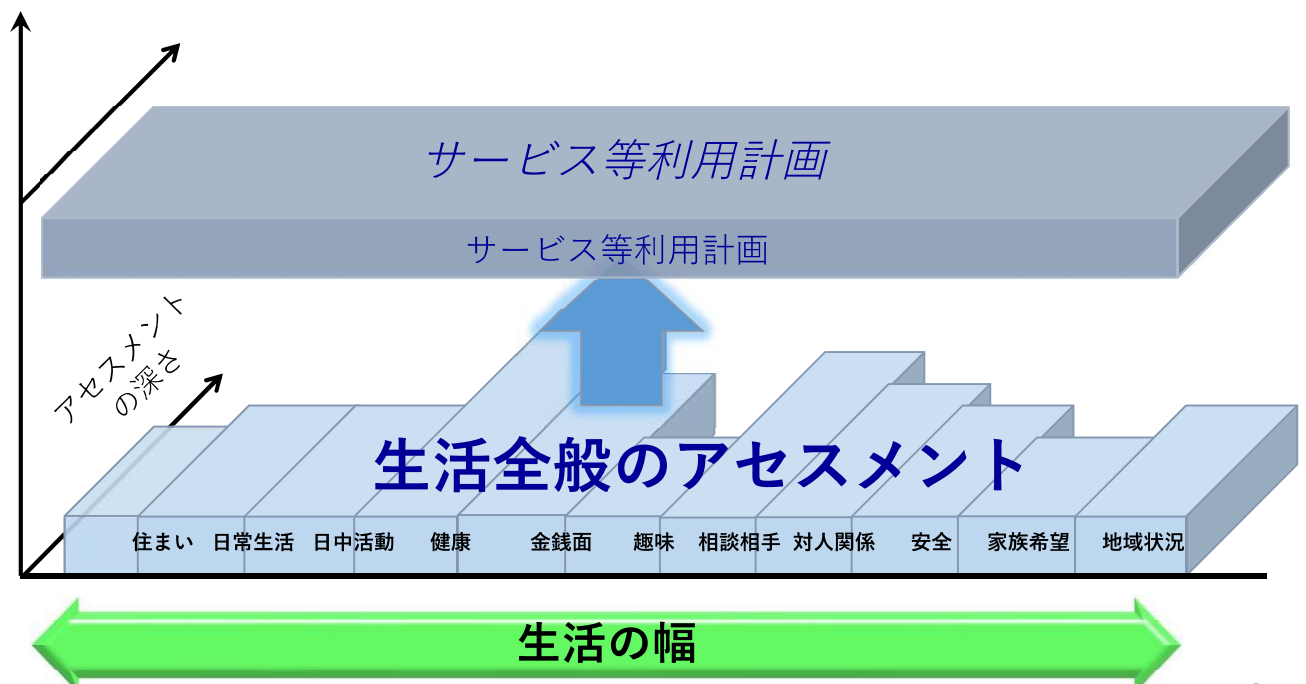
# サービス等利用計画と個別支援計画の関係



- 利用者のニーズの変化に応じた細かな支援の**変更**が必要
- そのために、支援会議が重要になる

## (相談支援専門員が作成する) サービス等利用計画

【サービス等利用計画】  
生活全般をアセスメントし、本人の願いを中心に、生活や支援の全体像を示したもの  
(相談支援専門員による サービスを繋ぐ支援)

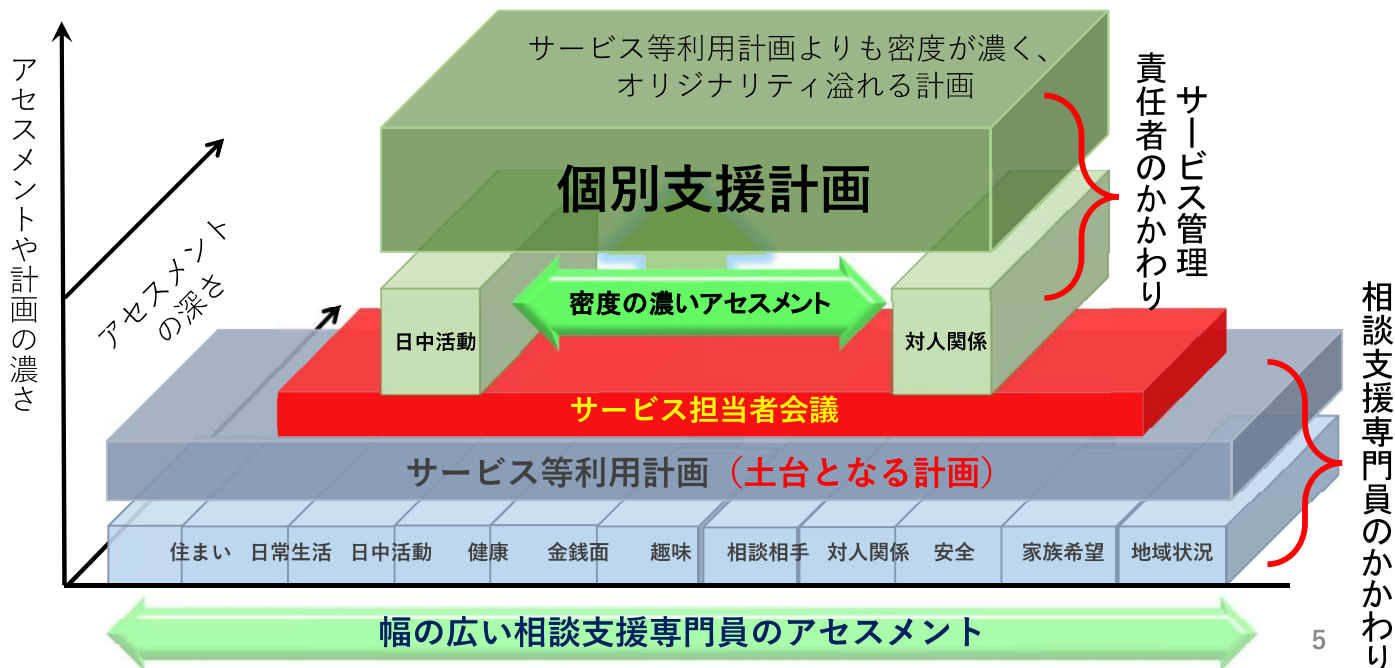


# (サービス管理責任者が作成する) 個別支援計画

出典 岡部正文

## 【個別支援計画】

必要なアセスメントをさらに深め、本人の願いをかなえるために、より具体的な支援内容を盛り込んだもの  
(サービス管理責任者による深める支援)



会議の趣旨が異なります。

サービス等利用計画が出来上がる  
サービス担当者会議  
**外とつながる会議。**

個別支援計画が出来上がる  
個別支援会議  
**中で深める会議。**



# ちょっと拡大します

## サービス等利用計画

具体的到達目標	支援内容	支援期間	サービス提供機関	優先順位
健康を意識する	朝、体温と血圧を測る	現在～3か月 毎日	GH世話人	3

## グループホームの個別支援計画

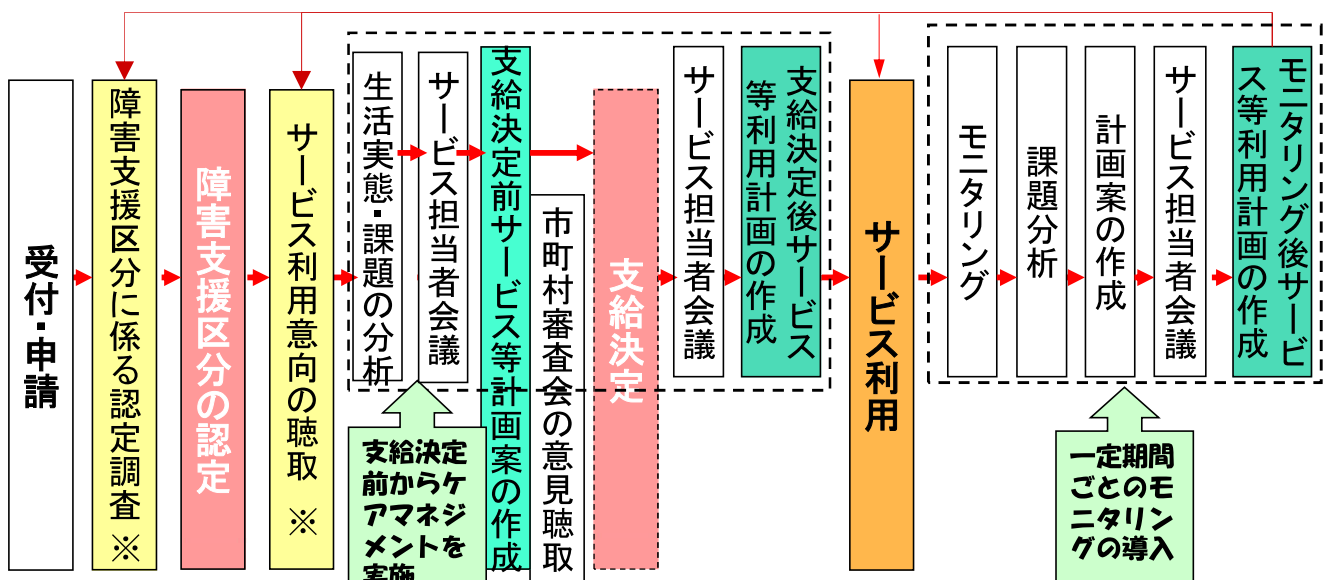
具体的到達目標	支援内容	支援期間	担当者	優先順位
健康を意識する	朝、体温と血圧を測り、 グラフを一緒につける	現在～3か月 毎日	世話人	2

連動しているはずなのです。

## サービス利用の過程における連携の必要性

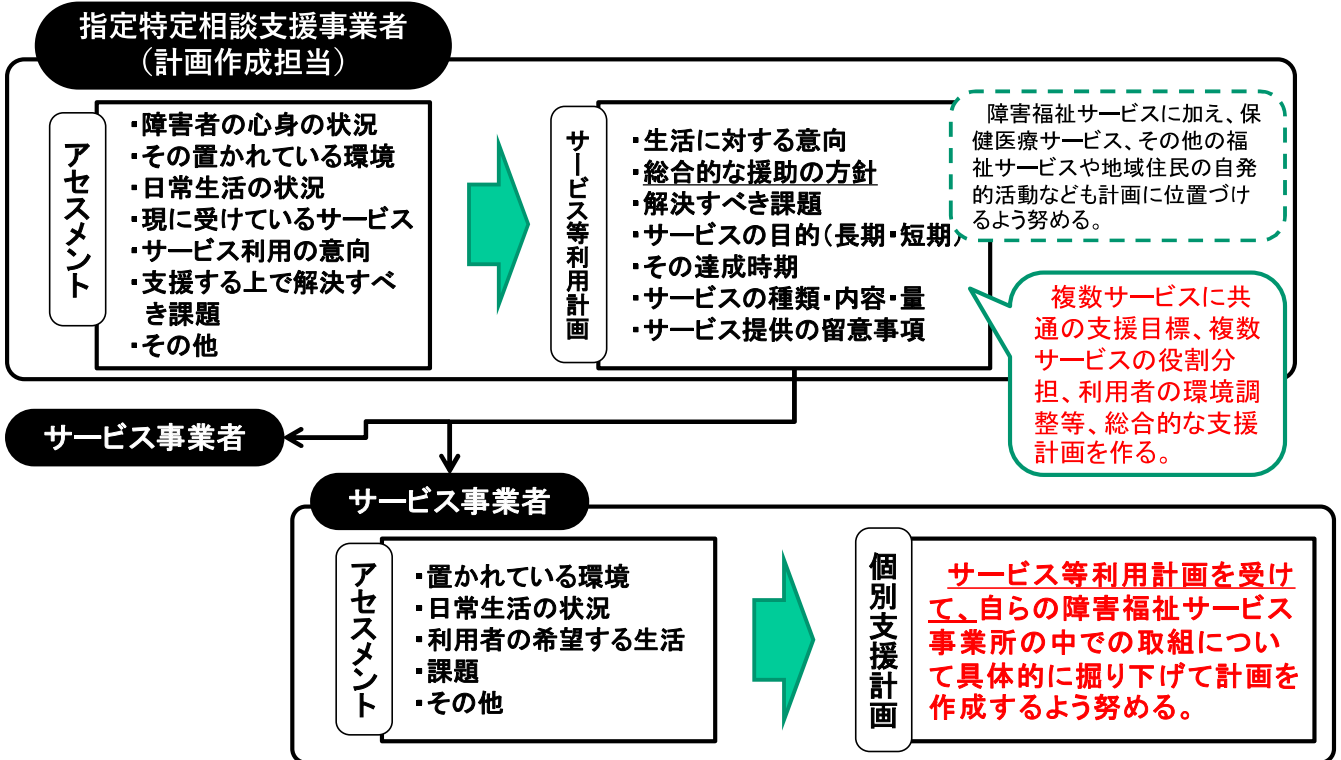
- サービス等利用計画案の作成を支給決定前とする。市町村は、生活実態やニーズに基づき作成されたサービス等利用計画案に基づき支給決定を行うこととなる。
- サービス等利用計画に基づくサービスの利用が、当該障害者のニーズを満たすために適合しているかを確認する → 一定期間ごとのモニタリングの実施

## 【見直した後の一連のプロセス】

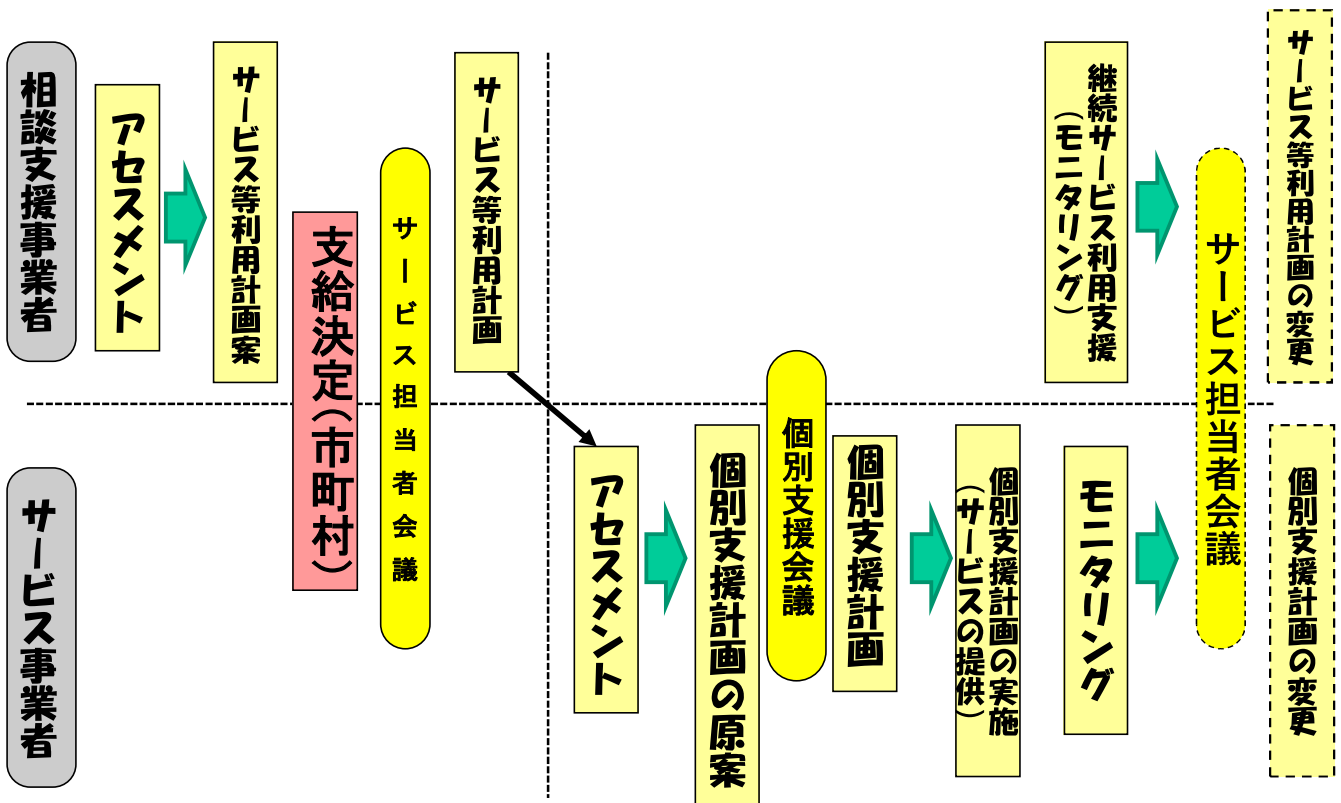


## サービス等利用計画と個別支援計画の関係

- サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。



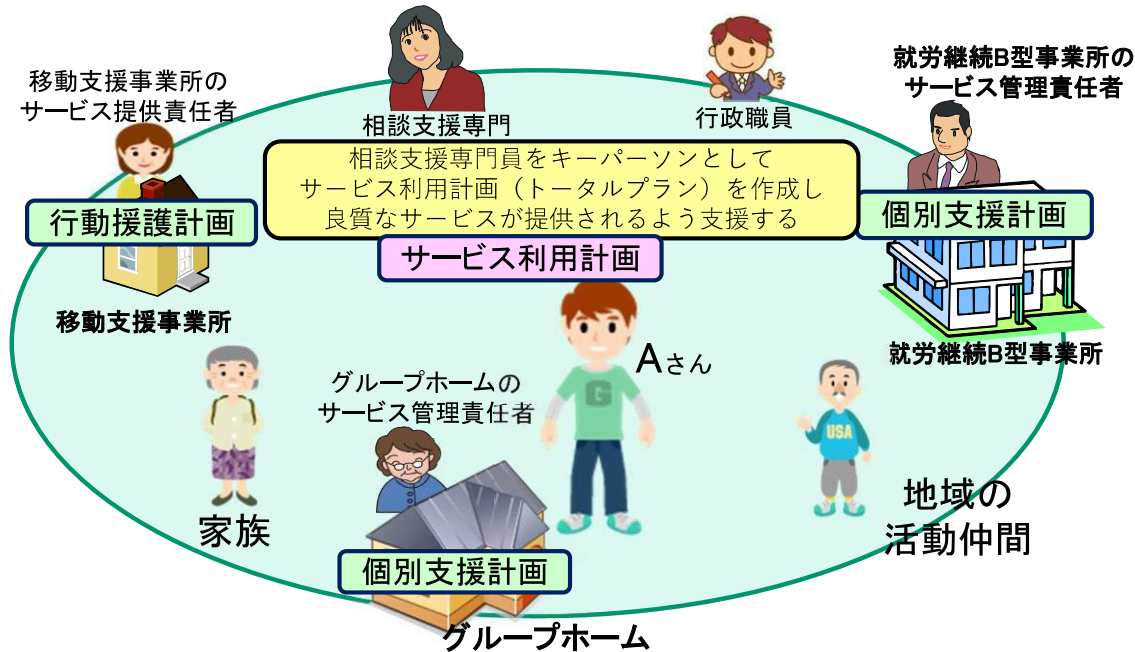
## 指定特定相談支援事業者 (計画作成担当) と障害福祉サービス事業者の関係



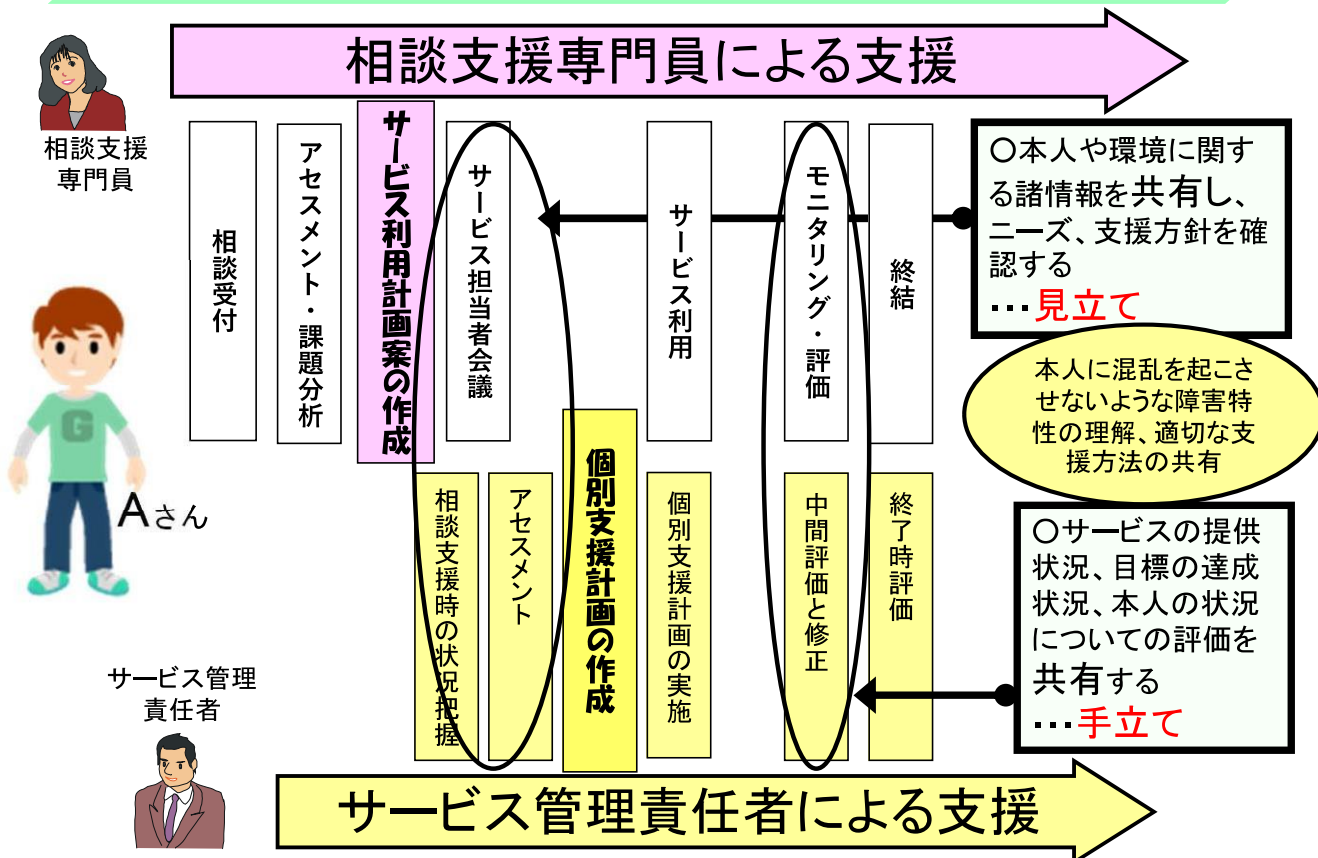


## 相談支援専門員とサービス管理責任者の連携イメージ -Aさんの事例から-

自宅からグループホームに入居して2ヶ月経ったAさん。特定のこだわり行動による混乱も徐々に解決され、生活にも慣れてきた。日中は就労継続B型事業を利用してしている。休日には移動支援を使って地域の活動への参加が始まって楽しみが増えてきた。



## サービス管理責任者との連携イメージ -Aさんの事例から-



## 連携による支援とは

サービス管理責任者は、なぜ連携が必要か

サービス事業者の責務（法的位置づけ）

15

（1） サービス管理責任者は、なぜ連携が必要か  
（整理してみる）

16

# 連携のヒント

## フットワーク

軽い「フットワーク」で、新しい場所に一歩足を踏み入れる。また「足でかせいで」即座に課題を解決する姿勢が大切

→ 足でかせぐ



## ネットワーク

一歩を踏み出し、顔見知りの人たちを増やし、合う都度、情報の共有化を図り、人と人とのネットワークを形成することが大切

→ 顔が見える関係



## チームワーク

情報を共有し合い、一緒の場において、同じ目的に向かって支援を探ることを通じてチームワークが生まれる

→ 同じ方向を見る関係



ずっと必要・大切だといわれ続けている『連携』

## そもそも『連携』とは？

### れんけい【連携】

(名) スル〔「連絡提携れんらくていけい」の意〕

○連絡を密に取り合って、一つの目的のために一緒に物事をする事。

「ープレイ」「父母と教師のーを密にする」「関係諸機関がーして研究開発を行う」

〔同音語の「連係・連繋」は物事と物事、人と人との間のつながりのことであるが、それに対して「連携」は連絡を取り合って一緒に物事を行うことをいう〕 大辞林 第三版の解説

### 他にもこんなに

多職種連携、地域連携、地域医療連携、医療介護福祉連携、産官学連携、教育連携、他部門連携、大学連携、官民連携、産学連携、公民連携

.....

もっと根本・もっと本質

そもそも、なぜ『連携』をしようとしているのか？

### 障害者基本法 第一条（目的）

この法律は、全ての国民が、**障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念**にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら**共生する社会を実現するため**、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、**障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。**

### 障害者総合支援法 第一条（目的）

この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が**基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もつて障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。**

法律には目的としてこんなことが書いてあります。

19

戻るところ・立ち返るところ

・誰もが、**住み慣れた(希望する)地域で安心して暮らし続けられる。**  
・**24時間365日の安心を実現するため。**

戻るところ・立ち返るところ

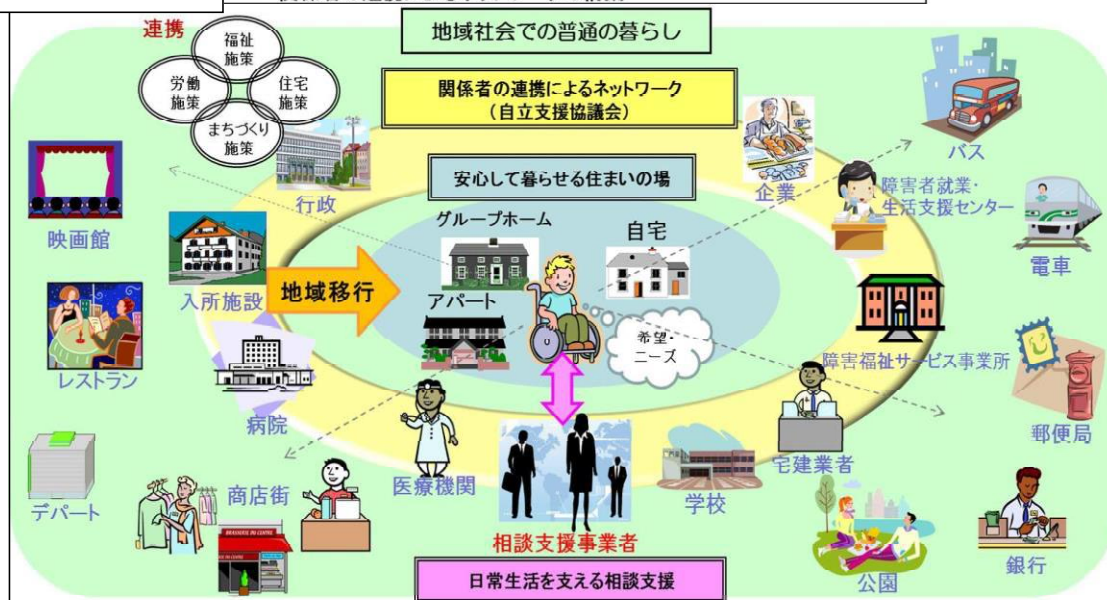
・**個々の障害児者のニーズを支える(満たす)ため。**

### 障害のある人が普通に暮らせる地域づくり

(目指す方向)

重度の障害者でも地域での暮らしを選択できる基盤づくり

- ・安心して暮らせる住まいの場の確保
- ・日常生活を支える相談支援体制の整備
- ・関係者の連携によるネットワークの構築



20

## なぜ連携が必要なのか？……挙げてみる

障害児者のニーズに基づいたサービスを提供するため、以下のような場合に、連携が必要不可欠になる。

- 障害児者ニーズは、常に変化するもの。新たなニーズへの対応ができない場合。
- 個別支援計画書に「実現できなかったニーズ」「反映できなかったニーズ」がある場合。
- 事業所としての関わりが部分的で、生活の全体像が見えない場合。
- 複数のサービスを使い分けて、生活している利用者の場合。
- 迅速な対応が必要なニーズと、時間を掛けて間違いのない結果をだすニーズを混同している場合
- 複合的なニーズを有し、サービスが有効かつ効果的に使われていない場合。
- 専門的なアセスメントが必要な場合。（医療・保健・教育など）
  - ※ 一担当者や一事業所の限界を知ること
- 意思疎通やニーズ表出が難しく、ベストインタレスト（最善の利益を生み出す決定）を、追求しにくい場合。
- その他……

21

## なぜ連携が必要なのか？……整理してみる

連携の必要性を見る3本の軸と、  
その必要例

22